

■ 今月のポイント

社会保険の法改正等について ⑥



熱中症対策の強化について、令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました。



職場における熱中症対策の強化について

職場での熱中症による死亡災害が増加しています！

(建設業は、業種別死傷者数 第1位)

原因のほとんどが、
「初期症状の放置、対応の遅れ」です



現場において

死亡に至らせない
(重篤化させない) ための

適切な対策の実施が必要！



改正労働安全衛生規則
(令和7年6月1日)

熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見、
重篤化を防ぐために必要な阻止を講じることが義務化
(罰則：6月以下の懲役または50万円以下の罰金)

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の

「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- ① 热中症の恐れがある労働者を早期発見し報告する**体制の整備**
～ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先・所在地等
- ② 重症化を防ぐための応急処置や医療機関への搬送**手順の作成**
～ 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等
- ③ これらの対策を関係する労働者に**周知**すること
周知方法：見やすい場所への掲示、メール送付、文書配布、朝礼等での口頭伝達等



義務化の対象



- WBGT（暑さ指数）が**28度以上**、または**気温31度以上**の環境下で
- **連続1時間以上**または、**1日4時間以上**の作業を行う場合
- 業種や屋内・屋外を問わず適用

WBGT = ①湿度 ②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境 ③気温 の3つを取り入れた指標

※ 職場における熱中症対策の強化の詳細については、厚労省サイトでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

◆次回も、直近の法改正等を詳しく解説していきます！